

在外選挙これだけは必ず! -Q&A で調べてみましょう-



韓国・中央選挙管理委員

提供日時 2010. 11. 11

<http://ok.nec.go.kr>

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350



在外国民も外国で投票できると聞きましたが、在外選挙に関して教えてください?



はい! そうです。これから、在外国民も 2012 年 4 月 11 日に実施される、第 19 代国会議員選挙から外国で神聖な投票権を行使することができます。

在外選挙に参加するためには選挙日を基準とし満 19 才以上で外国に居住、または滞在している大韓民国国民でなければならず、参加できる選挙は大統領選挙と任期満了に伴う比例代表国会議員選挙および地域区国会議員選挙です。

外国で投票するためには必ず参加しようとする選挙の選挙日前 150 日から選挙日前 60 日までの期間中に在外選挙人登録申請や国外不在者申告をしなければなりません。

投票は区・市・郡選挙管理委員会が選挙日前 25 日までに発送した投票用紙、発送用封筒、回送用封筒と旅券を持参して公館または公館代替施設に設置された在外投票所に行って政党の名称や記号、候補者の姓名を直接書く方法で行います。

記票された在外投票用紙は国内の区・市・郡選挙管理委員会に送られた後、開票過程を経ることになります。

在外国民皆様の大切な一票一票で先進大韓民国を作ることができます。投票に必ず! 参加して下さい。

2012 年在外選挙日程は添付資料を参考にして下さい。

選挙管理委員会は政治的中立と
公正な選挙管理を最優先しています

[添付]

2012年 在外選挙日程表

事務日程	実施事項	第19代 国選	第18代 大選
選挙日前180日から 選挙日後30日まで	在外選挙管理委員会設置	'2011.10.14. ~'2012.5.11.	'2012.6.22. ~'2013.1.18.
選挙日前150日から 選挙日前60日まで	在外選挙人登録申請(公館経由) <中央委員会委員長に>	'2011.11.13. ~'2012.2.11.	'2012.7.22. ~'2012.10.20.
	国外不在者申告(公館経由) <区・市・郡の長に>		
選挙日前49日から 選挙日前40日まで	在外選挙人名簿作成	'2012.2.22. ~'2012.3.2.	'2012.10.31. ~'2012.11.9.
	国外不在者申告人名簿作成		
選挙日前39日から 選挙日前35日まで	在外選挙人名簿(国外不在者申告人名簿)閲覧および異議申請	'2012.3.3. ~'2012.3.7.	'2012.11.10. ~'2012.11.14.
選挙日前30日に	在外選挙人名簿確定	'2012.3.12.	'2012.11.19.
	国外不在者申告人名簿確定		
選挙日前25日まで	在外投票用紙・在外選挙案内文など 送付<在外選挙人/国外不在者申告人に>	'2012.3.17. まで	'2012.11.24. まで
選挙日前24日から 選挙日前23日まで	大統領選挙候補者登録	-	'2012.11.25. ~'2012.11.26.
選挙日前15日から 選挙日前14日まで	国会議員選挙候補者登録	'2012.3.27. ~'2012.3.28.	-
選挙日前14日から 選挙日前9日まで	在外投票 (6日間中、定められた期間)	'2012.3.28. ~'2012.4.2.	'2012.12.5. ~'2012.12.10.
選挙日	開票	'2012.4.11.	'2012.12.19.